

# 質 疑 回 答 書

1 件 名 しらこぼと運動公園競技場外5か所電力購入（単価契約）

2 場 所 しらこぼと運動公園競技場 越谷市大字小曾川729番地1外5か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力 (kw) を教えてください。	A 1 : しらこぼと運動公園競技場と越谷総合公園には非常用自家発電設備がございますが、契約は行っておりません。
Q 2 : 入札書に記載する日付は作成日でよろしいですか。	A 2 : HP に掲載している入札書には、開札日である「令和元年12月13日」が記載されておりますので、書き換え不要です。
Q 3 : ご請求について、 ① 供給施設毎に請求書を発行することはございますか。 ② また、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事ができません。ご了承いただけますか。	A 3 : ① 供給施設毎の個別請求でお願いいたします。 ② 施設内に入居している企業はありません。
Q 4 : 弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となりますがご了承いただけますか。	A 4 : 了承いたします。
Q 5 : 現在の計量日を教えてください。	A 5 : 越谷総合公園以外は、遠隔自動検針となり、計量日を以下に示します。 しらこぼと運動公園競技場 毎月3日 川柳公園野球場 毎月18日 北越谷第五公園野球場 毎月2日 花田第六公園 毎月15日 千間台第四公園 毎月6日

Q6: 毎月の計量日は東京電力パワーグリッド株式会社の定める日となります(弊社が決定していないため)。そのため検診日が1日以外の場合は年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上ご了承くださいませでしょうか。

A6: 了承いたします。

Q7: 単価書・別紙内訳書は入札時の添付書類でしょうか。

A7: 単価書は入札書と併せてご提出お願いいたします。見積金額内訳書は添付書類ではありません。

Q8: 契約期間中に建替えや増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。

A8: 建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事は予定されておりません。

Q9: 各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。

A9: 了承いたします。

Q10: 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか。

A10: 天災事変その他の不測の事件に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは協議に応じます。

Q11: 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

A11: WEB請求書での請求は出来かねますので、紙の請求書としてください。

Q12: 検診結果は、請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承くださいませでしょうか。

A12: 了承いたします。

Q13: 落札後に契約書について協議することは可能でしょうか。

A13: 仕様書5(4)のとおり対応となります。